平成六年付第一七号

决

定

被

樹

告 廣 野 秀

右の者に対する傷害、準 強姦被告事件 (平成五年め第九○四号)について、平成

六年二月四日当裁判所がした上告棄却の決定に対し、 被告人から異議の申立てがあ

ったが、 右申立ては理由がないので、 刑訴法四一四条、 三八六条二項、三八五条二

項、 四二六条一項により、 裁判官全員一致の意見で、 次のとおり決定する。

主

文

本件申立てを棄却する。

平成六年二月八 日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官

裁判官

園

部

逸

干

種

秀





裁判官

大

正

可

裁判官

部

恒

**介護士** 巨 致 致しました

